

## 2024年度に実施されている主なビジネスレート減免措置

ビジネスレートは、地方自治体が非居住用（事業用）資産（店舗、事務所、倉庫、工場など）に課している固定資産税で、不動産評価額を基準に課税額が定められ、原則として使用者が支払い義務を負う。スコットランド自治政府などは近年、「非居住不動産レート（Non-domestic Rates）」という呼称を用いている。

### 1. 小事業向け減免制度

|         | 基準となる不動産評価額  | 免除の内容   |
|---------|--|---|
| イングランド  | 1万2,000ポンド以下   | 100%免除  |
|         | 1万2,001ポンド～1万5,000ポンド  | 評価額が30ポンド上昇するごとに1%ずつ減免率が減る                          |
|         | 複数不動産の場合、以下のいずれかの条件下で減免可能。<br>a. 2軒目以降の物件の評価額が各2,899ポンド以下。<br>b. 全物件の評価額が合わせて2万ポンド以下。（ロンドン市内は2万8,000ポンド以下） |   |
| ウェールズ   | 6,000ポンド以下   | 100%免除  |
|         | 6,001ポンド～1万2,000ポンド  | 60ポンド上昇するごとに1%ずつ減免率が減る                              |
|         | 複数の不動産の場合、1つの事業主、1つの自治体につき2軒まで合計評価額が条件を満たしていれば適用可能。  |   |
| スコットランド | 1万2,000ポンド以下   | 100%免除  |
|         | 1万2,001ポンド～1万5,000ポンド  | 25%～100%免除  |
|         | 1万5,001ポンド～2万ポンド   | 0～25%免除   |
|         | 小事業ボーナススキームと呼ばれるもので、複数不動産の評価額の合計が3万5,000ポンド以下かつ各不動産の評価額が2万ポンド以下、実際に入居している物件のみ対象。                           | 各不動産が1万5,000ポンド以下の場合25%、1万5,000超～2万ポンド以下の場合0～25%の免除 |
| 北アイルランド | 2,000ポンド以下   | 50%の免除  |
|         | 2,001ポンド～5,000ポンド  | 25%の免除  |
|         | 5,001ポンド～1万5,000ポンド  | 20%の免除  |

英国政府：ビジネスレートの減免 ([Business rates relief](#))

ウェールズ自治政府：ビジネスレートの減免 ([Business Rates in Wales](#))

スコットランド自治政府：非居住不動産レートの減免 ([Non-domestic rates relief](#))

北アイルランド自治政府：ビジネスレートの減免 ([Help available for business rates](#))

### 2. 空き物件向け減免制度

空き物件については、不動産の所有者がビジネスレートの支払い義務を負うが、空いた当初の数か月の免除が認められている。期間や条件などは、下表のとおり行政府によって異なっている。

|         | 空き物件  | 評価額が低い建物                     | 保存指定建物     | 生産施設<br>(工場、工房など)        |
|---------|---|------------------------------|------------|--------------------------|
| イングランド  | 3か月間の免除   | 評価額が2,900ポンド未満の物件は入居者が入るまで免除 | 入居者が入るまで免除 | 6か月間の免除                  |
| ウェールズ   | 3か月間の免除   | 評価額が2,600ポンド未満の物件は入居者が入るまで免除 | 入居者が入るまで免除 | 6か月間の免除                  |
| スコットランド | 2023年4月1日以降は自治体が独自に決定   |                              |            |                          |
|         | フレッシュスタート制度：最初の1年に限り100%免除<br>・6か月以上空き家だった物件に入居した企業<br>・評価額が10万ポンド以下の物件 |                              |            |                          |
| 北アイルランド | 最初の3か月間は免除、その後は50%免除  | 評価額2,000ポンド未満は入居者が入るまで免除     | 入居者が入るまで免除 | 3か月の免除その後、物件ごとに減免率が判断される |

### 3. 企業特区（エンタープライズゾーン）

企業特区は、イングランドに48カ所、ウェールズに8カ所、スコットランドに16カ所、北アイルランドに1カ所設置されている。

イングランドについては、エンタープライズゾーン内の企業を対象に最長5年間、27万5,000ポンドを上限にビジネスレートの減免を図っている。

ウェールズには8カ所エンタープライズゾーンがあり、域内の企業を対象にインセンティブを付与しているが減免内容は公開されていない。

スコットランドには全部で4つの広域のエンタープライズエリア（EA）があり、その中に16の特区がある。2024年度と2025年度（2026年3月31日まで）は下表の通り、ビジネスレートが減免される。

スコットランドのエンタープライズエリア（EA）におけるビジネスレートの減免率。

| 基準となる不動産評価額  | 2024年度 | 2025年度 |
|--------------|--------|--------|
| £12万以下       | 66.7%  | 33.3%  |
| £12万超～£24万   | 33.3%  | 16.7%  |
| £24万超～£48万   | 16.7%  | 8.3%   |
| £48万超～£120万  | 6.7%   | 3.3%   |
| £120万超～£240万 | 3.3%   | 1.7%   |
| £240万超       | 1.7%   | 0.8%   |

北アイルランドには、1つのエンタープライズゾーンがあり、名称はThe Atlantic Link Zone。税の減免を含む経営支援制度があるが内容は非公表。

#### 4.フリーポート (Freeports)

2021年度予算案（2021年3月3日に発表）の中で発表されたもので、フリーポートとして選ばれた地域では設備投資にかかる資本控除や新規雇用者の国民保険料の雇用主負担分の免除、土地・印紙税やビジネスレートなどについて優遇措置が得られる。

選定されたイングランド内のフリーポートは8カ所：イースト・ミッドランズ空港、フリーポート（フェリックスター／ハリッジ）、ハンバー、リバプール都市圏、プリマス、ソレント、ティーズサイド、テムズ。ハンバー以外の7カ所については指定エリアで税関手続きの簡素化や関税の優遇措置などが受けられる。

ウェールズは2カ所：アングルシー、ケルティック（ミルフォードヘイブン港とタルボット港）。

スコットランド（グリーン・フリーポート）はインバネス・アンド・クロマティーファースとファース・オブ・フォース（エジンバラ）の2カ所。

北アイルランドはフリーポートとインベストメントゾーンを組み合わせることで北アイルランド強化投資ゾーンとする予定。

詳細は「[外資に関する奨励・特定の地域、分野における援助](#)」参照。

#### 5.過疎地の減免

イングランドとスコットランドでは人口3,000人以下の過疎の村で、以下の条件を満たせば免税。ウェールズには人口要件はない。

|         |  |         |
|---------|--|---------|
| イングランド  | 人口3,000人未満の村で唯一の店舗または郵便局（評価額8,500ポンド以下）、パブまたはガソリンスタンド（評価額1万2,500ポンド以下） |         |
| ウェールズ   | 過疎地減免はない。  |         |
| スコットランド | 人口3,000人未満の村にある小さい食品店、雑貨店、郵便局（評価額8,500ポンド未満）：100%の免除                   |         |
|         | 小さいホテル、パブまたはガソリンスタンド（評価額1万2,750ポンド以下）：100%の免除                          |         |
|         | 地元社会に貢献しているビジネス（評価額1万7,000ポンド以下）：100%の免除                               |         |
| 北アイルランド | 9,000ポンド以下の郵便局   | 100%の免除 |
|         | 9,001ポンド～1万2,000ポンドの郵便局  | 50%の免除  |
|         | 1万2,001ポンド～1万5,000ポンド郵便局   | 20%の免除  |

#### 6.チャリティー団体、自治体が運営するアマチュアスポーツクラブ

イングランドとスコットランドでは80%までの免除が可能。自治体の判断で免税が認められることもある。ウェールズと北アイルランドでは原則として免税。

## 7. 苦境にある場合の特別免除

経営難で支払ができないが、支払を免除することで地域住民の利益となるような場合

## 8. 2023年4月の評価額改定による経過措置

2023年4月に評価額が改訂されたことから、イングランド、スコットランド、ウェールズの各政府においては経過措置が導入されている。イングランドとスコットランドでは下表のとおり、評価額改訂前と比較した増加率に上限を設けている。ウェールズについては改定前と比較して増加した分の2023/24年度には33%、2024/25年度には66%、2025/26年度には100%を支払う。

### イングランドの経過措置表

増加率、減少率に上限が設けられており、これに従い各自治体が課税額を算出する。

| 評価額                              | 2023/24年度 | 2024/25年度 | 2025/26年度 |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 2万ポンド以下<br>(ロンドン市内は2万8,000ポンド以下) | 5%        | 10%+物価上昇率 | 25%+物価上昇率 |
| 2万ポンド超 (〃2万8,000ポンド超)            | 15%       | 25%+物価上昇率 | 40%+物価上昇率 |
| 10万ポンド超                          | 30%       | 40%+物価上昇率 | 55%+物価上昇率 |

### スコットランドの経過措置

| 評価額             | 2023/24年度 | 2024/25年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 2万ポンド以下         | 12.5%     | 40.6%     |
| 2万ポンド超 10万ポンド以下 | 25%       | 87.5%     |
| 10万ポンド超         | 37.5%     | 140.6%    |

改定前と比較しての増加率に対して上限が設けられ、インフレ調整は行われず、上限は1会計年度限りとする。

## 9. 小売業、ホスピタリティ業、レジャー業

新型コロナウイルス感染拡大に伴うロックダウン措置等により経営上の大きな打撃を受けた小売業、ホスピタリティ業、レジャー業を対象とするビジネスレートの減免措置が2024/25年度もイングランドとウェールズで継続されている(共に1事業当たり11万ポンドが上限)。イングランドは75%、ウェールズでは40%が減免される。

このほか、スコットランドではダイナーサリー（託児所）に対する100%の減免が行われて

いる。

#### 10. スコットランド独自の減免

他地域にはないが、スコットランド自治政府が独自に実施しているビジネスレートの減免がある。

スコットランド自治政府：国内の減免措置について ([Non-domestic rates relief Overview](#))